

上告状兼上告受理申立書

収入 (2万6000円)
印紙

平成24年10月30日

最高裁判所 御中

原 告 宮 部 龍 彦

〒252-0021 神奈川県座間市緑ヶ丘6丁目1-23 102号

レーベンハイム緑ヶ丘エアーズ(送達場所)

(電話 080-1442-9144)

(FAX 046-252-6301)

原 告 宮 部 龍 彦

〒520-8577 滋賀県大津市京町4丁目1番1号

被 告 滋 賀 県

上記代表者 知事 嘉 田 由 紀 子

行政処分庁 滋 賀 県 知 事

嘉 田 由 紀 子

公文書部分公開処分取消等請求事件

訴訟物の価格 160万円

ちょう用印紙額 2万6000円

予納郵便切手 6000円

上記当事者間の大阪高等裁判所平成24年(行コ)第82号公文書部分公開処分取消等請求事件につき、平成24年10月19日下記判決の言渡しを受け、控訴人は、平成24年10月24日判決正本の送達を受けたが、同判決は不服であるから、上告提起及び上告受理の申立てをする。

第1 控訴審判決の表示

1 原判決を次のとおり変更する。

(1) 滋賀県知事が、平成21年5月8日付けで控訴人に対してした公文書

一部公開決定処分のうち，同和対策地域総合センター要覧の「目次」部分（最初の2行を除く。）及び本文1，2頁の「同和対策地域総合センター一覧表」の「センター名」，「電話」，「郵便番号」（1，3，4及び7行目）及び「所在地」の各欄を非公開とした部分を取り消す。

(2) 滋賀県知事は，控訴人に対し，同和対策地域総合センター要覧の上記取消に係る部分を公開せよ。

(3) 控訴人のその余の取消請求を棄却し，その余の義務づけを求める請求に係る訴えを却下する。

2 訴訟費用は，第1，2審を通じ，これを100分し，その1を被控訴人の負担とし，その余を控訴人の負担とする。

第2 上告の趣旨

原判決を破棄し，さらに，相当なる裁判を求める。

第3 上告受理申立ての趣旨

- 1 本件上告を受理する。
- 2 原判決を破棄し，さらに，相当なる裁判を求める。

第4 上告及び上告受理申立ての理由

追って，上告理由書及び上告受理申立理由書を提出する。

付 属 書 類

- 1 上告状兼上告受理申立書副本 1通